

建設委員会行政調査報告から

【京都市】

ICTを活用した市民協働による道路等の維持管理について

京都市では、市が管理する公共土木施設の補修等について、より迅速かつ的確に進める取り組みとして、市民とワークショップを実施しながら、道路等の損傷箇所を投稿できるスマートフォン用のアプリケーションを開発した。この「みつけ隊（美しい京を守る応援隊）アプリケーション」は、平成27年度に実施した実証実験を経て、28年5月12日から全市での運用を開始している。

1. 導入の目的と背景

京都市が維持管理している、約3,600Kmの道路や340の河川、906の公園などの公共土木施設は、8つの土木事務所と2つのみどり管理事務所において、日々のパトロールや、市民からの電話による通報等を基に補修等を行っているが、要望件数も膨大な数に上ることから、より一層迅速かつ的確に対応できる取り組みが求められていた。

事務所	管轄区	人口（千人）
北部土木事務所	北区・上京区	204
左京土木事務所	左京区	168
東部土木事務所	東山区・山科区	173
南部土木事務所	下京区・南区	184
西部土木事務所	中京区・右京区	309
京北・左京山間土木事務所	右京区京北 左京区山間部	7
西京土木事務所	西京区	150
伏見土木事務所	伏見区	280
北部みどり管理事務所	北区・上京区・左京区・中京区・右京区・西京区	
南部みどり管理事務所	東山区・山科区・下京区・南区・伏見区	

<土木事務所及びみどり管理事務所の管轄>

	要望件数	自主パトロール
土木事務所	13,000件	6,000件
みどり管理事務所	5,000件	不明
合計	18,000件	

<年間要望件数等>

(参考) 道路, 河川, 公園の維持管理関連予算

平成25年度：約46億円 平成26年度：約57億円（前年度比約24%増）

## 2. 導入までの経過

### (1) 京のみち110番リーフレット作成プロジェクト（平成25年度～）

土木事務所の業務を市民に知ってもらい、道路の状態に対する関心を高めることにより、市民との協働の取り組みを推進するとともに、道路の維持管理業務の一層の適正化、迅速化を図るため、土木事務所の業務内容を掲載した「京（みやこ）のみち110番」（リーフレット）を作成し、発行している。予算は約50万円。



（リーフレットは両面印刷で三つ折りタイプ）

### (2) 京の小路プロジェクト（平成26年度～）

土木事務所のPRを継続するとともに、公共土木施設の維持管理を市民協働で進める方策を検討。検討の結果、行政の力だけでなく、市民にも参加してもらい、自らが公共土木施設の維持管理の担い手であるという意識を持ってもらうため、道路等の損傷箇所の写真や位置情報を投稿できるスマートフォン用アプリケーションを開発することとなった。

27年度には、予算約2,300万円を確保。同アプリを構築するため、各地区や高等学校等でワークショップを開催し、市民との意見交換を行うとともに、同アプリ運用上の課題抽出や検証を行うため、西部土木事務所管内（中京区、右京区（京北を除く））及び伏見土木事務所管内（伏見区）で実証実験を実施した。

そして、上記実証実験を踏まえ、28年度に本格運用を開始した。

#### ○アプリケーション開発の特徴

- ・最先端の機器を活用する
- ・京都の最大の強みである「市民力」・「地域力」を活かす
- ・若い世代が自治活動に参画する新たな機会をつくる
- ・市民と職員が一緒になって作りあげる

### 3. 「みっけ隊（美しい京を守る応援隊）アプリケーション」の概要

#### (1) みっけ隊の登録について



「みっけ隊アプリケーション」（以下、「本アプリ」という。）で損傷箇所情報等の投稿を行うためには事前登録が必要となる。本アプリをダウンロードした後に、TOP画面の「ユーザー設定」から氏名、ニックネーム、住所、電話番号、性別を登録し、登録した市民等が「みっけ隊」 隊員となる。なお、投稿はニックネームで行うことができる。





#### (2) 損傷箇所情報の投稿について



道、川、公園等で損傷箇所を発見したら、TOP画面の「投稿」から、「壊れたところ見つけたよ」ボタンを選択し、写真撮影後、項目（道路／歩道／段差があります等）を選択し、写真の位置情報から地図上での位置を確定して投稿する。

壊れたところ  
見つけたよ

投稿された情報は管轄の事務所に送信され、同事務所が必要に応じて補修等の対応を行う。

<p><b>1 みっけて</b></p> <p>通勤や通学で普段通る道路等で損傷箇所を見つけたら、本アプリを起動します。</p> 	<p><b>2 撮って</b></p> <p>損傷箇所箇所の写真を撮影します。 ※人物や車のナンバー等のプライバシーに注意します。</p> 
<p><b>3 伝えて</b></p> <p>損傷箇所の内容や場所の情報をみっけ隊から管轄の事務所に送信されます。 ※投稿内容や処理状況は原則公開します。</p> 	<p><b>4 安心</b></p> <p>それらの情報をもとに、管轄の事務所が緊急度や優先度にもとづき、補修等の対応を行います。</p> 

(3) 自主活動情報等の投稿について



市民等が日頃から自主的に活動している情報（公園の草刈りやゴミ拾い等）について、広く情報共有を図ることができる。TOP画面の「投稿」から、「私たちがやりました」ボタンを選択し、写真撮影や実施した内容を投稿する。



この投稿を行った場合には、地図上の該当箇所に花丸マークが表示される。

(4) 「ミッション」機能について



京都市から「みっけ隊」隊員へ、調査協力をお願いしたい内容を“ミッション”として発信するもので、TOP画面の「ミッション」から見る事ができる。ミッションの実績はまだないが、「柵蓋を落とし込むいたずら事案が発生しているので、まわりでそのような箇所があれば投稿をお願いします。」というような例を想定している。

(5) 「地図」機能について



投稿された内容や事務所の処理状況等が、地図や一覧で表示されるもので、TOP画面の「地図」から見る事ができる。

地図上のマークは、処理状況によって色分け（赤色が受付済、黄色が調査済、青色が対応済）されており、各マークをタップすると詳細な情報を確認することができる。



道路



河川



公園

< 地図画面 >

#### 4. 現在の状況について

##### (1) 28年度予算

総額：7,127千円

(内訳)

・設備運用費	：2,452千円	} ランニングコスト
・サーバーレンタル料	：1,222千円	
・通信費	：443千円	
・機器費	：2,010千円	※
・行動計画推進費	：1,000千円	

※各土木事務所等へのタブレット端末購入費で、初年度のみ計上

##### (2) 「みっけ隊ホームページ」の開設

スマートフォンを利用していない市民等が、投稿内容をインターネットから閲覧できる「みっけ隊ホームページ」を開設。地図や一覧等投稿案件の処理状況や、詳細内容など、市民との協働による維持管理の状況を閲覧できる（投稿は不可）。

ホームページURL：<http://mikketai.city.kyoto.lg.jp/index.html>



##### (3) 投稿状況

平成28年5月12日の運用開始から約2カ月が経過した7月26日時点で約400件の投稿があり、その内340件の対応が完了。完了前のものについては、28件が受付済で、33件が対応中であった。また、同日時点での本アプリのダウンロード件数は約2,400件で、ダウンロード後の登録者数が約1,200人であった。



## 5. 運用開始後の課題及び市民の反応について

### (1) 課題について

#### ① 管理レベルの共有

投稿される内容は多岐にわたり、中には除草、清掃に関するものや、補修する程度にはない舗装の剥離等に関するもの等も多く含まれることから、全庁的にどの投稿から対応していくかという優先順位の共有を図り、そのことを市民にも理解してもらうことが必要だと感じている。

#### ② 市管理外の施設に係る投稿

県道や国道、県管理の河川等、京都市が管理していない公共土木施設についての投稿も含まれており、その都度管轄する省庁等に連絡してつないでいるが、何でも本アプリで投稿すれば対応してもらえると誤解している市民もいる。

### (2) 市民の反応について

運用開始後に市民から寄せられた意見としては、

- ・こんなに早く対応してもらえとは思っていなかった。
- ・電話をすることに躊躇していたが、このアプリであれば投稿しやすい。
- ・状況や場所を説明するのは面倒だったが、このアプリなら簡単にできる。
- ・「私たちでやりました」機能を活用し、地域に“はなまる”を表示したい。

などの声があった。また、フジテレビの「クイズやさしいね」で本アプリが放映されたことをきっかけに、他都市の市民の方からも、反響が多く寄せられている。

## 6. 今後の取り組み及び展開について

### (1) 本アプリに係る市の取り組みについて

#### ① PR活動の充実

新聞、テレビ、ラジオ等を通して、本アプリについて市民への継続的な周知を図るとともに、各種団体の会長会議、各ふれあい祭り等の機会を捉えて、地域団体等への周知も行っていく。5カ年で登録者数5,000人が目標。

#### ② 自主活動の促進

京都市特有の文化でもある「かどはき」（朝の自宅等の周辺の清掃）を実施する企業や、地域団体が実施する清掃活動等への働きかけを行い、投稿を促す。

### (2) 今後の展開について

- ・ごみステーションや民泊、空き家等、他局（他業務）での本アプリ活用を検討。
- ・優良投稿者へのインセンティブ（マイスターなどの称号の付与等）の検討。
- ・オフ会（オフラインミーティング）の開催等、みっけ隊員との意見交換、交流を図る機会を設ける。
- ・本アプリはまだ完成形ではなく、機能の追加等内容を更新していく。

## 【富山市】

### 花でつなぐフラワーリング事業について

富山市では、花と緑で潤いのあるまちづくりを推進するため、「花でつなぐフラワーリング事業」を実施している。この事業は、幹線道路や市電沿線、電停、市庁舎壁面等にフラワーハンキングバスケットを設置・管理するもので、27年度末までに約300基を設置している。

#### 1. 事業の背景

富山市では、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを実現するため、都心地区及び公共交通沿線居住推進地区を設定するとともに、公共交通沿線における居住人口の目標を定め、下記の3本の柱を軸とした様々な取り組みを行っている。

##### ① 公共交通の活性化

富山ライトレールの整備、路面電車の環状線化及び南北接続、LRTネットワーク形成 等

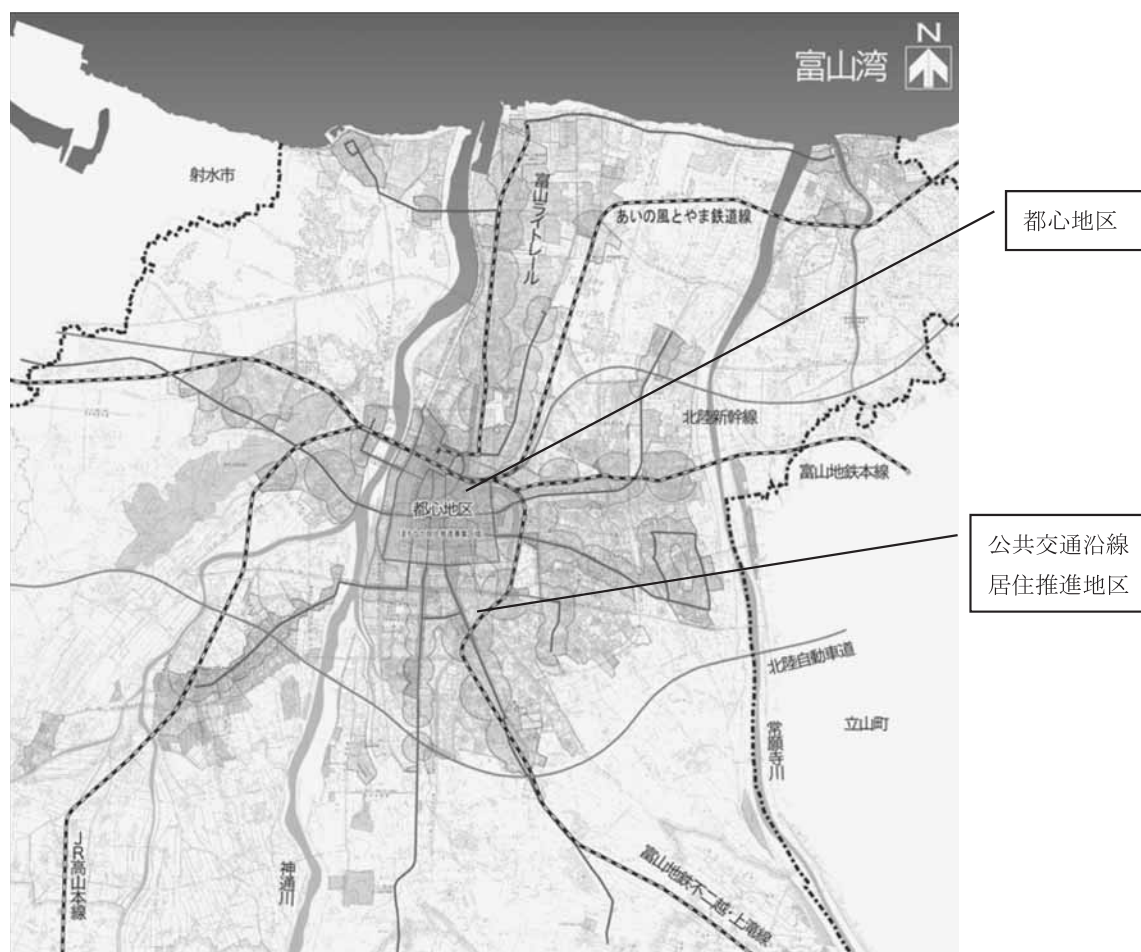
##### ② 公共交通沿線への居住推進

まちなか居住推進事業、おでかけ定期券事業 等

##### ③ 中心市街地の活性化

公民連携による拠点施設の整備、自転車市民共同利用システム「アヴィレ」 等

このようなコンパクトシティを目指す取り組みの中で、都心地区の一部を季節ごとの花で彩ることで、うるおいのある景観と賑わいを創出し、富山のまちなかの魅力の一つとするため、「花でつなぐフラワーリング事業」を平成19年度より開始した。



<公共交通沿線居住推進地区 区域図 ※一部抜粋>

## 2. 事業の概要

### (1) 目的

ハンキングバスケット（空間を利用し、吊るしたり、掛けたりして植物を楽しむコンテナガーデン（空中花壇））をまちなかに設置することにより、色彩豊かな四季折々の花が咲く街並みを創出することで、富山市街地の美化、市民の緑化への意識の高揚や、シビックプライド（都市に対する誇りや愛着）の醸成、また来訪者に対しての花でのおもてなしを目指すもの。

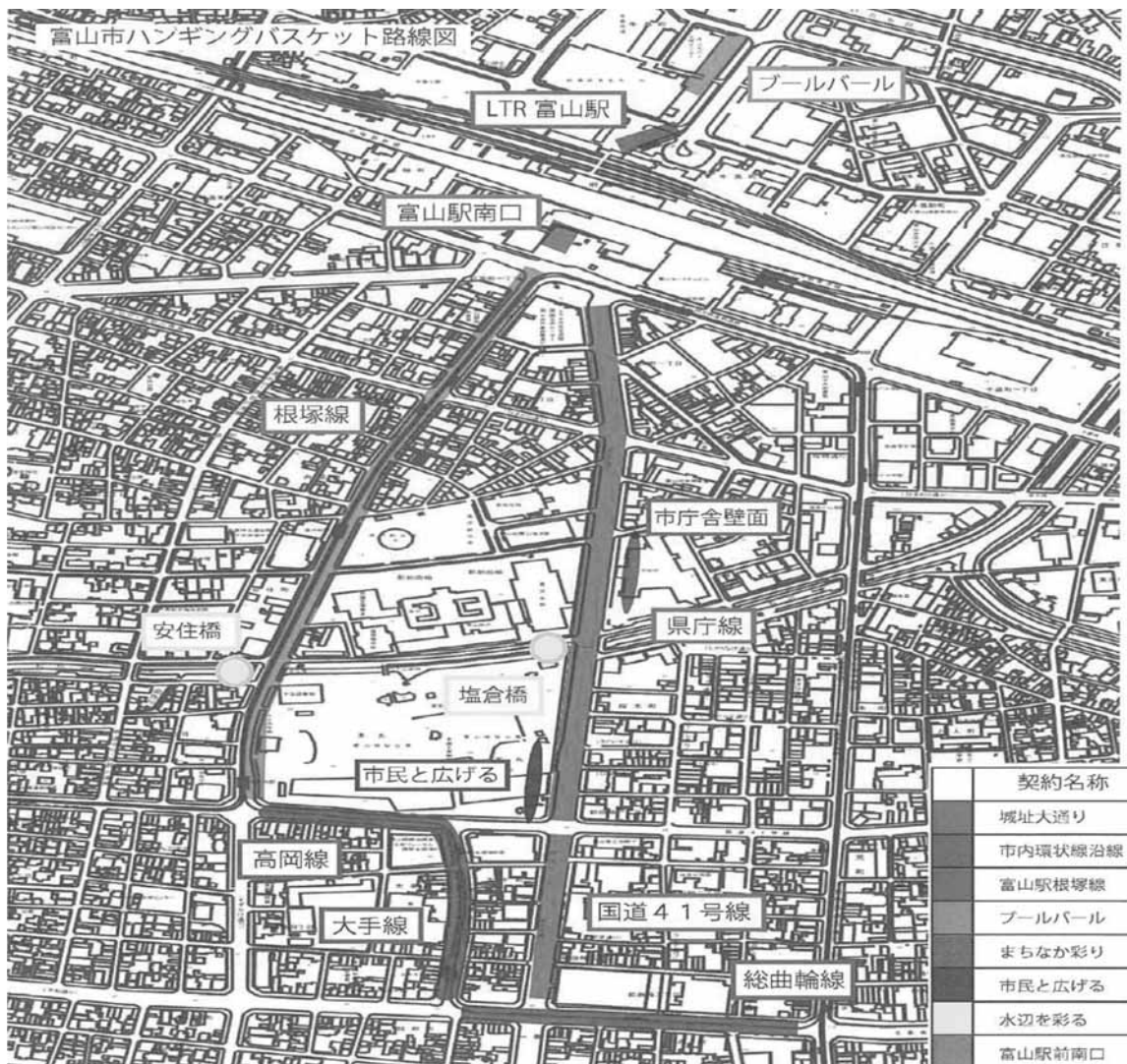


<城址大通り>



<環状線沿線>

### (2) ハンキングバスケット設置箇所





<設置箇所一覧>

設置箇所	箇所数	基数	予算(千円)	植替え	路線延長
城址大通り	71	71	58,695	4回+補植	約1.2km
環状線沿線	48	141		4回+補植	約1.2km
富山駅根塚線	59	59		3回+臨時	約1.2km
ブルーパール	6	6		4回+臨時	約1.2km
ライトレール富山駅	40	40	4,670	3回	
市庁舎壁面	16	64		3回	
城址公園(市民と広げる)	44	44	1,995	3回	
水辺を彩る	8	8	1,640	4回	
(富山駅南口広場)	(13)	(26)	(約2,500)	3回予定	
合計	292	433	67,000		

※(市民と広げる)については、市民サポーターとの共同管理

※(富山駅南口広場)については、富山駅周辺整備課で管理しているため合計に含まず

※1基当たり年間維持管理費用=約30万円(街路設置分)

(内訳)花苗代25%、水やり代25%、用土等の資材15%、設置・植込み等労務費40%

<参考>富山市と全国の比較((一財)地方行政調査会2015年12月調査より)

予算：富山市約7,000万円(全国第1位) ※2位盛岡市・豊田市・宇都宮市約1,000万円

財源：富山市単独費 ※全国の66%が自治体単独費、それ以外は商店街など民間設置

維持管理者：造園業者委託 ※全国のおよそ4割が業者委託、それ以外はボランティア

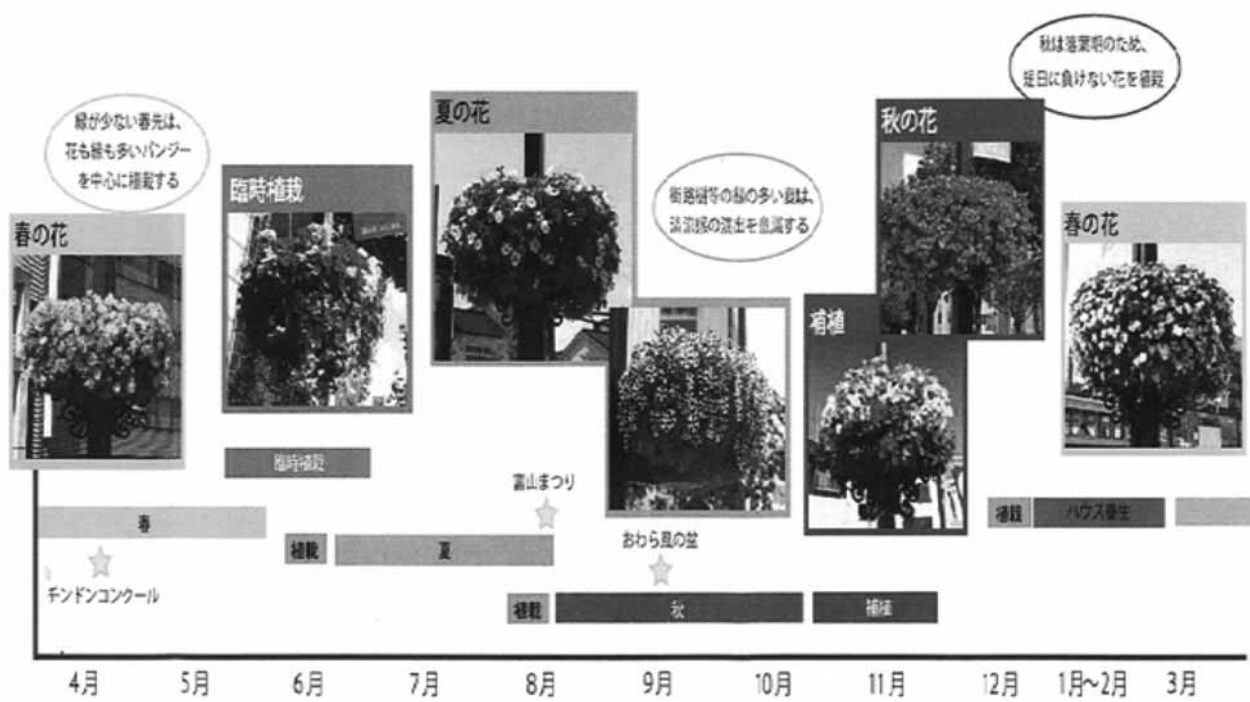
(3) ハンキングバスケット植栽スケジュール

設置期間		主な花の種類	備考
春	3月中旬～5月中旬	パンジー、ビオラ、マリーゴールド	やわらかい色彩で春らしさを演出
臨時植栽	5月上旬～6月上旬	ペチュニア、ゼラニウム等	華やかな演出
夏	6月上旬～7月下旬	ペチュニア等	花を強調する、清涼感の演出など
秋	8月上旬～11月中旬	ペゴニアドラゴンウィング、サンタクルース等	低温、短日下での開花の継続
補植	10月上旬	パンジー(極早生)	
春	3月中旬～5月中旬	パンジー等(花が大きく色鮮やかなもの)	

※富山市の特徴：11月から3月までの降雪時を除き1年を通じて設置・管理している。

花の色・種類を選ぶときには、何かしらのテーマを掲げる。

(例)市長の言葉から引用「黄色はビタミンカラー 富山市に活力を！」



<年間植栽スケジュール>

<富山市における年間イベント対応> ※上記スケジュールの☆マーク

開催時期	イベント	対応路線	対応事項	備考
4月上旬	チンドンコンクール	全路線	業者連絡	
6月1～3日	山王祭	総曲輪通り	露天商への注意喚起 水やりの時間調整	一部通行止め
8月上旬	富山まつり	県庁線	掛替え日程調整 水やりの時間調整	一部通行止め
9月1～3日	おわら風の盆	全路線	業者連絡	前夜祭8/20～
随時	その他イベント		掛替え日程調整 業者連絡	国際会議等

※イベント時に花が枯れていることのないように、業者に水やりの管理を徹底させる。

※イベント時に最も良い状態になるよう管理するとともに、掛替えの日程調整を行う。

(4) 事業実施に当たっての創意工夫

① アドバイザーの助言

(一社)日本ハンキングバスケット協会英国王位園芸協会日本支部認定ハンキングマスター(有資格者)より、魅力向上に向けてアドバイスをもらっている。

- ・花の彩りを豊かにする
- ・花を長く保てるよう花苗の選定や植栽方法を工夫
- ・大きなイベントに合わせて花の見ごろを調整 など

② 試験の実施

富山市の気候の特徴として、日本一湿度が高く、メーカーが薦める品種が気候に適さない場合が多いことから、28年度は次年度以降の品種の選定の参考とするため30基を試験した。

③ 掘り取りイベント

「富山市緑を育てる推進員」で掛替え後の花の掘り取り（移植）をしてもらい、地域で植えるなど緑化推進を行ってもらっている。

※富山市緑を育てる推進員：市内の各小学校区の3名以上で構成（合計約300名）

(5) 市民サポーター（フラワーハンキングバスケットサポーター）制度

広報等で募集した約50名の市民が登録しており、城址公園の東濠付近に設置した44基のハンキングバスケットの維持管理（植え付けから管理まで）を行っている。設置に合わせてサポーター講習会を年3～4回（通算11回）実施。※講習会は資格保有者を持つ富山造園業協同組合に委託

この取り組みを通して、市民協働の意識の向上、シビックプライドの醸成、来街者へのおもてなしの心を育むとともに、講習会を通じて、花についての知識と技術を高め、自宅や地域で実践してもらうことで、周囲の市民への波及効果も期待している。



### 3. 現状の評価と今後の課題

(1) 現状の評価

① 市内の評価

平成19年度の事業開始から約10年が経過し、市民の間にも本事業が富山のまちなかの魅力として定着してきており、認知度市民アンケート（28年度5月調査）では、約7割弱の市民がまちなかに設置しているハンキングバスケットを認知していた。同アンケートでは、「花がとてもきれいで、他県にも自慢できる富山市の魅力である」といった意見が多かったほか、「管理費用が高い、管理は地区のボランティアで行うべき」といった一部意見もあった。

また、認知度の向上に合わせて、沿線でもハンキングバスケットを会社の壁面等に設置する企業等が増えてきている。

② 市外からの評価

（一社）日本ハンキングバスケット協会会誌で富山市の取り組みの特集が組まれるなど注目が集まっており、他都市からの問い合わせが増えている。また、平成28年5月に開催されたG7富山環境大臣会合においても、訪れた多くの海外の方から、花であふれた美しく上質なま

ちだと評価された。

今年度、「緑の都市賞」（（公財）都市緑化機構主催）に応募しており、28年11月に結果が発表される予定。

## (2) 今後の課題

### ① 予算（財源）の確保

平成19年度の事業開始時、ハンキングバスケットを沿線に設置するための設置費用は国の「まちづくり交付金」を活用することができたが、1基当たり約30万円かかる維持管理費用については、現在のところ国庫補助等はなく、自主財源で対応しなければならない。

### ② 苗の調達

苗については、費用を抑えるために、ほとんどは種から購入して育てているが、種からの購入が難しいものについては、苗から購入している。しかし、富山県内に苗の生産者が少ないことから、県外より購入する場合も多く、費用は高くなってしまふ。

### ③ 維持管理

ハンキングバスケットの維持管理については、約9割が造園業者への委託で、サポーターが管理するハンキングバスケットは城址公園の一部（歩道のガードパイプに設置）に留まっているが、幹線道路等の道路上は交通の面から安全の確保が難しく、また道路交通法の規定により、地面から高さ2.5m以上の箇所を設置する必要があり作業には危険を伴うことから、市民ボランティアによる管理には限界がある。

### ④ 設置路線

ハンキングバスケットを設置するためには、設置後の維持管理も考えて、設置する箇所の道路幅、日当たり等の諸条件が揃う必要があるが、条件を満たさないことから、市内中心部でも路面電車環状線の一部等でハンキングバスケットが全く設置されていない路線があり、今後の路線拡充も難しい。

<参考>「花T r a m事業」 ※平成24年11月～

○概要：華やかで明るい空間を演出し、「花で潤うまち」を創出するため、指定の花屋で花束を購入し、市内電車等に乗車した方の運賃を無料化するもの。

○詳細：指定の花屋（市電沿線等の計22店舗）で500円以上の花束を購入すると無料乗車券をプレゼント。  
降車時に運転手に花束を掲示し、無料乗車券を渡すと運賃が無料になる。

○実績：利用者数2,280人（H24.11.18～H27.3.31）

※H25.4～H25.8の期間は除く





【文京区】

文京区景観計画について

1. 計画の策定

(1) 景観行政団体移行の背景

文京区はこれまで、同区景観基本計画及び景観条例に基づき、一定規模以上の建築物や屋外広告物などについて、ガイドラインを用いた指導・誘導を行う「景観事前協議」を実施するとともに、普及啓発事業の実施により、区民等に対し景観への関心と理解の促進に取り組んできた。

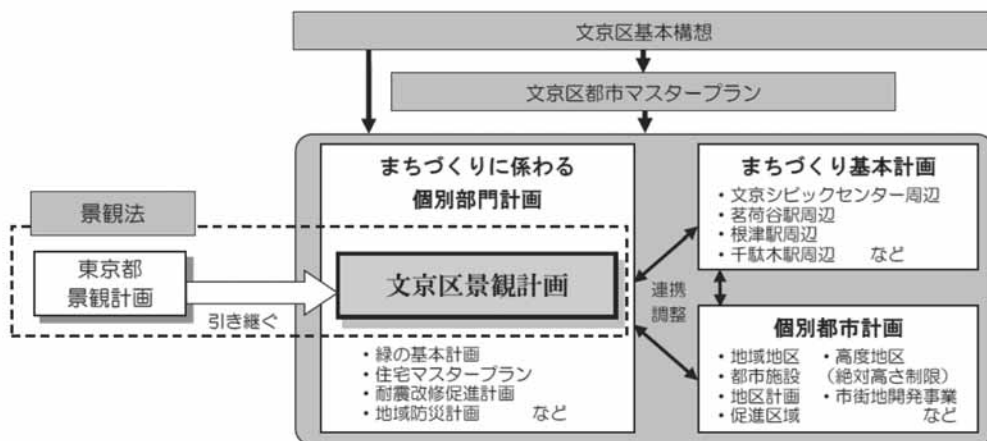
その中で、区の魅力をより際立たせた景観形成の推進や、区民や事業者に分かりやすい仕組みの構築、区と区民の協働による積極的な景観づくりを推進することを目的として、平成25年に景観行政団体へと移行した。

(2) 景観づくりの歩み

平成9年	3月	文京区景観基本計画の策定
11年	12月	文京区景観条例の制定⇒景観事前協議制度の導入
14年	3月	文京区色彩ガイドラインの制定
17年	3月	文京区景観ガイドラインの制定
21年	3月	文京区屋外広告物景観ガイドラインの制定
25年	5月	景観行政団体への移行
	11月	文京区景観づくり条例の制定及び文京区景観計画の策定
27年	1月	文京区景観計画の改定（根津景観形成重点地区の指定）
28年	1月	文京区景観計画の改定（文化財庭園等景観形成特別地区の一部変更）

(3) 景観計画の位置付け

文京区景観計画は、景観法第8条第1項に基づく法定計画として定めるものであり、同区基本構想に掲げる分野別の将来像や、同区都市マスタープランに示す方針を実現するための「まちづくりに係わる個別部門計画」のひとつとして位置付けるとともに、各種行政計画との相互の連携及び調整と、文京区らしい魅力溢れる景観の形成を図る。



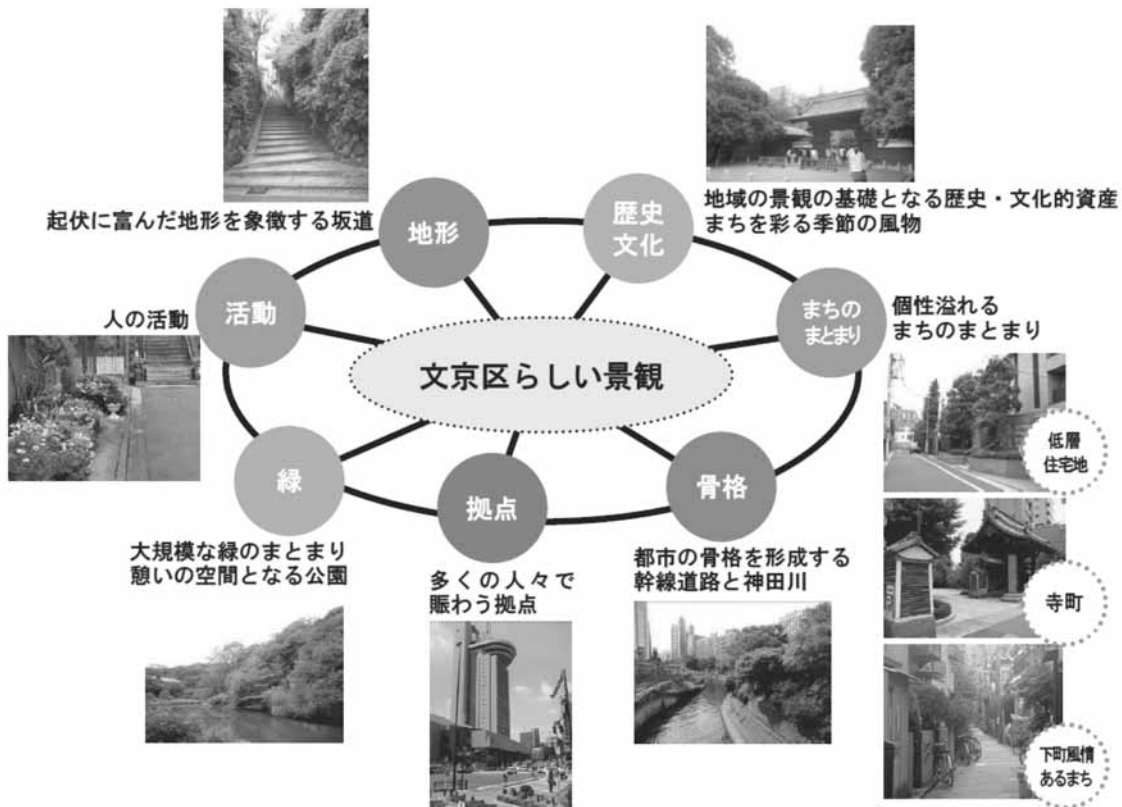
## 2. 計画の概要

### (1) 文京区の景観特性

文京区は、武蔵野台地の東端部に位置し、主に関口台地、小日向台地、小石川台地、白山台地、本郷台地の台地と、神田川や千川などの河川の浸食によってできた低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形を有しており、台地と低地の間にできた多くの坂道は、文京区の景観を特徴付けるものとなっている。

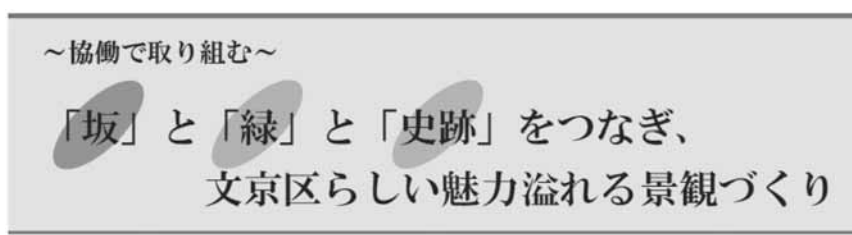
また、区内には、各所に点在している文化財や寺社、史跡などの歴史・文化的な資産、低層住宅地や寺町、下町風情が残るまちのまとまり、尾根道や谷に配置された幹線道路や神田川、多くの人々で賑わう拠点、斜面地の樹林や豊かな湧水などを用いた池を中心とした大規模な庭園等の緑のまとまりなど、魅力溢れる要素や場所が多くあり、「文京区らしい景観」を構成している。

計画では、このような「文京区らしい景観」を構成する要素や場所を「景観特性」として捉え、「地形」「歴史・文化」「まちのまとまり」「骨格」「拠点」「緑」「活動」の7つに整理している。



「文京区らしい景観」は、それぞれの景観特性が相互に結び付いて存在することで形成されている。

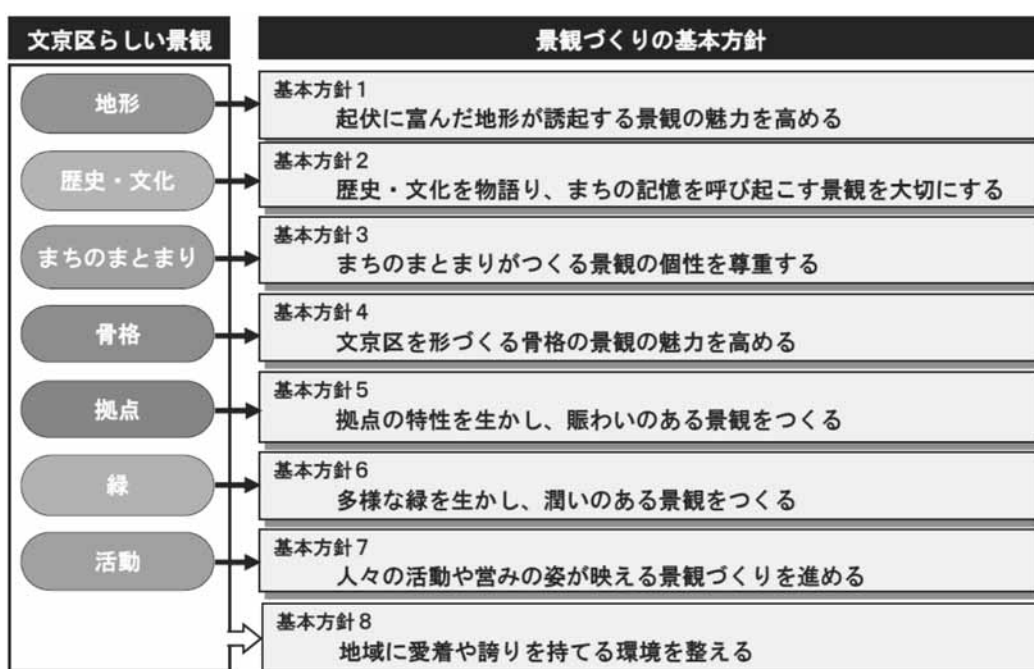
(2) 景観づくりの目標



- 「文京区らしさ」を守り、引き継ぎ、創る
- だれもが快適に暮らせるまちづくりが良好な景観づくりにつながる
- 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働により景観づくりを進めていく

(3) 景観づくりの基本方針

景観づくりの目標を踏まえ、魅力溢れる景観づくりを進めるために、以下の景観づくりの基本方針を定める。(景観法第8条第3項に規定する「良好な景観の形成に関する方針」とする。)



(4) 景観形成基準の考え方

景観づくりの目標や基本方針を実現し、文京区らしい魅力的な景観形成を図るために、建築行為等に対し、良好な景観を形成するために必要な事項を示した「景観形成基準」を定めている。

この基準は、すべての区民等・建築行為等を行う事業者・区が共有し、守っていくものであり、一人ひとりが景観形成の主体として文京区らしい魅力溢れる景観づくりを実現していくためのものとし、また、景観形成基準は、「一般基準」「景観特性基準」「地区限定基準」と段階的に設定し、それぞれの景観にふさわしい基準を定めている。

一般基準

○区内のどの場所であっても守るべき基本的な基準

①地域の個性が感じられる景観をつくる

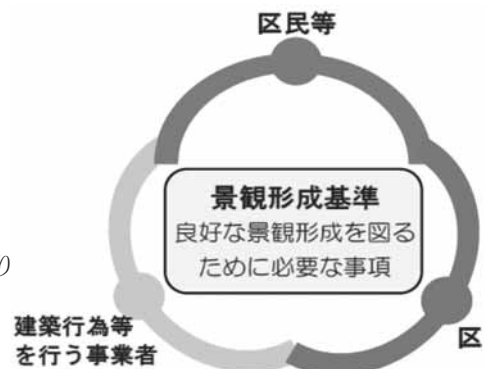
- ・地域の個性を尊重した景観づくり
- ・まちの歴史や文化が感じられる景観づくり
- ・地形を生かした景観づくり

②調和のとれた景観をつくる

- ・まち並みの連続性や一体感が感じられる景観づくり
- ・雑然さを感じさせない景観づくり

③歩いていて心地良い景観をつくる

- ・ゆとりや潤いが感じられ、表情豊かな景観づくり
- ・印象的なまちかど景観づくり



【 基準の考え方 】

景観特性基準

○文京区の景観を特徴付け、「文京区らしい景観」を構成する「景観特性」をより魅力あるものとするための基準

①坂道基準

石積擁壁，緑，沿道の寺社など魅力ある要素を生かし，地形の豊かさが感じられる心地良い景観をつくる

②歴史・文化的建造物等基準

歴史・文化的建造物等と周辺が調和し，一体となって歴史や文化を感じさせる景観をつくる

③まちのまとまり基準

低層住宅地，寺町，下町風情あるまちなど，特徴が顕著なまちのまとまりごとの特性に応じた景観をつくる

- ・低層住宅地基準：緑豊かで歴史・文化に培われた風格ある景観を引き継ぐ
- ・寺町基準：まちのまとまりを特徴付ける寺社とのつながりを大切にし，寺社の佇まいを生かした景観をつくる
- ・下町風情あるまち基準：江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに，路地や格子，木の風合いを残した住宅，軒先の植栽など下町風情を感じさせる景観を引き継ぐ

④幹線道路等基準

軸としての景観にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる

⑤拠点基準

それぞれの拠点にふさわしい賑わいのある景観をつくる

⑥緑のまとまり基準

緑のまとまりと周辺が調和し，一体となって緑豊かな景観をつくる

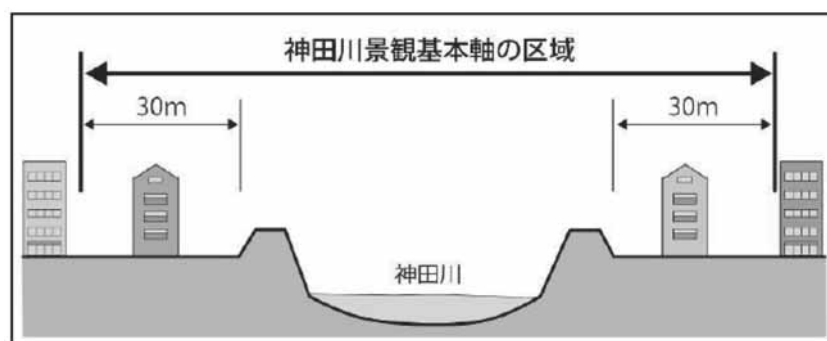


地区限定基準

○特定の地区において、地区固有の資源や特性に応じた良好な景観形成を推進するためのよりきめ細かな基準

①神田川景観基本軸基準

- ・水と緑の一体感が連続して感じられる河川景観の形成
- ・緑豊かな川沿いの歩行者空間の創出
- ・神田川と川沿いの地域が調和した景観の形成



【 対象区域 】

②文化財庭園等景観形成特別地区基準

⇒小石川後楽園，六義園，旧岩崎邸庭園，小石川植物園の周辺地区を指定

- ・庭園内からの眺望を阻害しない周辺景観の誘導
- ・屋外広告物の規制による景観保全

③景観形成重点地区基準

⇒根津一丁目1番，二丁目1～18番，21～26番，30～35番を指定

- ・温かさや落ち着きを感じられるまちの風情を大切にする
- ・軒先の緑をつなぎ，人と人のつながりを創る
- ・周辺への心遣いを大切にし，一人ひとりがまち並みを演出する

3. 景観形成の推進

(1) 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による景観づくり

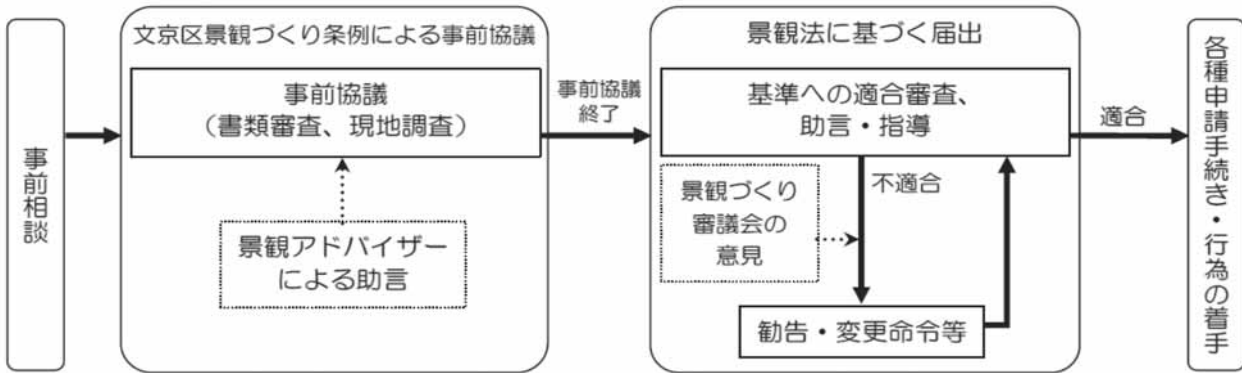
文京区らしい魅力的な景観づくりを推進していくためには、表面的なデザインの積み重ねだけでなく、区民等の地域への愛着や誇り，地域の個性が育まれていくことが重要であることから、区民等・事業者・区のそれぞれが景観づくりの主体であることを認識し，役割を果たしながら，景観づくりに関わるさまざまな取り組みを協働で実施していくことが求められる。

(2) 景観づくりの推進体制

- ①文京区景観づくり条例の制定
- ②文京区景観づくり審議会の設置

③建築行為等の協議体制

建築物の建築等や工作物の建設等，開発行為などに当たっては，景観づくり条例に基づく事前協議及び景観法に基づく届出制度を活用し，良好な景観形成のための指導・誘導を行うとともに，専門的な知見を踏まえることが必要不可欠であることから，景観形成にかかわる専門的な助言を得るため，景観アドバイザーを活用していく。



【 届出制度の流れ 】

④庁内の推進体制

⑤各種行政計画との連携等

⑥東京都及び隣接区との連携

(3) 計画の見直し

届出制度の運用状況等，景観計画の実施に関することについては，定期的に景観づくり審議会に報告し，意見を聴取する。その上で，地域の景観に対する意識の醸成や土地利用状況の推移，社会状況の変化，計画の運用状況等を踏まえ，必要に応じて景観計画の見直しを検討する。

(4) 景観づくりの推進施策

これまで実施してきた「文の京 都市景観賞」や「まち並みウォッチング」などの取組を継続するとともに，右に示す取組を実施し，または検討を進め，地域への愛着や誇りを培いながら景観づくりの推進を図る。

- ①パンフレットや手引きの作成等による情報発信
- ②子ども向けの景観教育
- ③シンポジウム等の開催
- ④（仮称）景観づくり団体の登録制度の創設
- ⑤景観形成重点地区の指定等